

# 八百津町の第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料年額

（令和3年度）

令和3年度の保険料は基準年額が60,000円（月額5,000円）で、第1号被

保険者（65歳以上）の保険料の段階設定を9段階に細分化しています。所得段階

は、6月に決定される住民税の課税状況や所得などを基に決定されます。

所得段階	各段階の対象者		保険料割合	保険料
				令和3年度
第1段階	住民税非課税世帯	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	基準額の50%	18,000円 (実質負担 30%) ----- 月額 1,500円
第2段階		課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え、120万円以下の人	基準額の75%	30,000円 (実質負担 50%) ----- 月額 2,500円
第3段階		課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人	基準額の75%	42,000円 (実質負担 70%) ----- 月額 3,500円
第4段階	住民税非課税世帯	課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	基準額の90%	54,000円 ----- 月額 4,500円
第5段階		課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える人	基準額	60,000円 ----- 月額 5,000円
第6段階	住民税本人課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額の120%	72,000円 ----- 月額 6,000円
第7段階		合計所得金額が120万円以上、210万円未満の人	基準額の130%	78,000円 ----- 月額 6,500円
第8段階		合計所得金額が210万円以上、320万円未満の人	基準額の150%	90,000円 ----- 月額 7,500円
第9段階		合計所得金額が320万円以上の人	基準額の170%	102,000円 ----- 月額 8,500円

【お問い合わせ】

八百津町役場 町民課 介護保険料担当

TEL 43-2111 内線 2118